

② 保幼小の協働による架け橋期の教育の充実

乳幼児期は遊びを通じた学びにより 小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えをさらに伸ばしていく視点で取り組むことが必要であることを踏まえ、ニーズに応じた教育・保育を保障するべく、「保幼小の架け橋プログラム」を活用しながら教育の充実を図る。

乳幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じてさらに伸ばしていくため、乳幼児教育施設と小学校の教職員が子どもたちの成長や互いの教育について共通理解し連携を深め、接続期の教育・保育の在り方に関する実践研究を実施する。

(9) 私立高等教育の認可及び私学教育の振興

私立学校及び私立認定こども園においては、それぞれが独自の建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開し、重要な役割を果たしている。

私立高校における教育環境の維持・向上や経営の安定化を図るため、「養父市私立学校審議会の設置及び運営の充実」等に取り組み、構造改革特区として、養父市内における学校設置会社による学校設置事業について指導するとともに、調査審議の上、第一学院高等学校の認可を続ける。

私立認定こども園の適正な運営に基づく教育条件の維持向上に向けて、教育環境の維持・向上や経営の安定化を図るための支援を続ける。

(10) 人生 100 年を通じた学びの推進

① 生涯学習・社会教育の振興

市民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域コミュニティづくり、地域課題の解決を図るための活動に還元されるよう、すべての市民が「ライフステージに応じた学びの充実」等を通して、地域創生に向けた社会教育の振興を図る。

主体的なキャリア形成を図ることができるよう、現代に必要な学習課題や学習ニーズを踏まえた、生きがいを共に作り、高め合う「地域社会」の実現に向けた取組を推進する。



(11) 社会教育施設の充実

市民が、社会教育施設を一層利用することができるよう、施設の魅力を伝える広報活動を積極的に展開するとともに、「学びの場」「交流の場」としての施設の充実を図る。

記念館を利用して池田草庵、上垣守国、山田風太郎等の先人を学ぶ取組を推進する。また、郷土資料の充実を図り、多少な学習機会の提供に努めるとともに、先人の業績、文化等、養父市の魅力を発信する。

特に、養父市交流広場～YB ファブ～が人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点となるよう、取組の推進を図るとともに、市内4公民館の特色を生かした取組を進める。併せて、市内に既設の図書館4館を活用し、新たな読書活動を推進し市民の読書環境の充実に向けて「社会教育施設等を拠点とした活力ある地域コミュニティ形成のための取組の推進」等に取り組む。

(12) 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

養父市は、県下最高峰の氷ノ山をはじめ、県下最大の桜である樽見の大桜や西日本最大といわれる建屋のヒダリマキガヤ等の国指定の天然記念物があり、豊かな自然環境に恵まれている。また、令和4年に保存修理事業が完成した名草神社、県最古の年号を記した銘文入り鉄刀が発見された箕谷古墳群、三階建て養蚕住宅を特徴とする大杉集落があり、八木城跡や葛畑の農村歌舞伎舞台等の国指定文化財のほか、青谿書院等の県指定史跡、養父神社や甘棠亭県指定文化財、大庄屋記念館等の市指定文化財がある。ほかにも、ざんざか踊りやねっぺい相撲等の伝統行事が受け継がれている。地域固有の地域住民の心のよりどころとなる歴史文化遺産があり、伝統文化の継承を通して、学びや交流が地域づくりに役立てられている。さらに、池田草庵や上垣守国等のふるさとの先人に学ぶ活動等があり、市民や地域社会によって受け継がれている文化財が、養父市の魅力の増大に大きな役割を担っている。ふるさとの文化財を保存活用することによって、伝統の息づく養父市らしい地域文化を創造することが重要である。

「兵庫県文化財保存活用大綱」及び「養父市文化遺産活性化事業実施計画」に基づき、歴史文化遺産の保存・整備とともに、地域への愛着の醸成や地域住民の心のよりどころとなる歴史文化遺産を継承していくことに対する理解の促進、地域振興や地域学習における積極的な活用等により、ふるさと養父市に根ざした文化財の伝承活動を支援する。

(13) 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

すべての市民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う養父市のスポーツ文化を確立し、一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立市やぶ」を実現する。

スポーツクラブ 21^{*44}等を通じた子どもから高齢者までの世代を超えた交流や障がい者スポーツに関する環境の整備を含む、すべての市民が日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図る。また、指導者・スポーツリーダーの育成等、人的支援を通じた活力ある地域づくりを図る。

具体的には、「養父市スポーツ推進計画」に基づき、イヌワシ駅伝大会や各種目スポーツ大会、さらに、世界規模のスポーツイベントである「ワールドマスターズゲームズ^{*45}2027 関西」等の開催を踏まえたスポーツ・健康づくりへの気運醸成や、見る、支えるなどスポーツがもつ要素を重点に生涯スポーツの推進に取り組む。

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校園所・家庭・地域等の構築

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

① 特別支援教育の推進（再掲：P.35～36）

② 不登校児童生徒^{*36}への支援（再掲 P.33）

③ 多様なニーズへの対応

様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちが安心して教育を受けられるよう、多様な学び場の確保・充実に向けて、ICT^{*11}も活用しつつ、「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

日本語指導が必要な外国人の子どもたちを支援するため、日本語指導に関わる支援員の配置や派遣の充実、教員研修の実施、教育相談等を活用する。

具体的には、児童生徒との交流や観察、各アンケート、懇談会等によって教育ニーズを明確にし、スクールカウンセラー^{*41}、スクールソーシャルワーカー^{*42}、「養父市ほっとステーション kukuna」^{*35} コミュニティ・スクール^{*33}等と連携し、信頼ある学校園所経営を推進する。



④ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる環境を構築し、誰もが互いに支え合い、穏やかに安心して暮らすことのできる社会を実現し維持していくため、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進する。

男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、一人一人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれずに主体的に多様な進路を選択することの重要性等についての指導を推進する。

子どもたちの最も身近な存在である教職員が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、男女共同参画の理念を理解し推進する。

具体的には、「『第2次養父市人権教育及び啓発推進計画』に基づく人権教育の推進」「『養父市いじめ防止基本方針^{*17}』に基づく対応の徹底」等に取り組む。

(2) 学校園所・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

① 家庭の教育力の向上

家庭は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家庭でのふれあいは、子どもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けていく上で、重要な役割を果たしている。家庭

同士や学校園所、地域等の交流や協働を通じて学びを積み重ね、親が親として成長しながら子どもと向き合いつつ、子どもの豊かな成長を支えていけるよう、家庭の教育力の向上を図る。

家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題や悩みを社会全体で受け止めながら、家庭教育の重要性についての啓発、子育ての悩み・不安の解消、親が親として成長するための学びの支援、相談体制の充実等、家庭教育を支援する。

具体的には、「親子ではぐくむ『5つの生活習慣』^{*55}の推進」「子どもたちが自ら課題を見つけ、自主・自律的な生活を送り『生きる力^{*1}』を育む『そうあんくんの日^{*12}』の取組」「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」の普及「地域ぐるみの家庭における子育て支援の推進」等に取り組む。

② 地域の教育力の向上

地域社会において、子どもたちが多様な学びや交流により豊かに成長していくため、学校と地域の相互の連携・協働のもとに学校園所づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図る。その際、子どもたちも、積極的に地域に関わり、貢献していくことで、地域から支えられるだけでなく、地域の一員としての当事者意識を持ち、これからの地域の担い手として活躍することが期待される。

学校に地域コーディネーターの配置を続け、「コミュニティ・スクール^{*33}」において、学校・家庭・地域が連携・協働して、相互に育ち合いながら、「地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校^{*32}づくり」を推進する。

(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

① 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

市民が、学校園所教育をはじめ「教育」の重要性を改めて理解し、お互いに支え合い協力しながら、子どもたちの創造的な活動等を支援する取組を推進する。

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール^{*33}」の活動を支援する。

養父市が推進してきた「やぶ・ふるさとキャリア教育^{*14}」や兵庫県が全国に先駆けて推進してきた兵庫型「体験教育」^{*13}、地域との協働活動等においては、多様な担い手の協働・参画を得ることができ取組を推進する。

教育への関心を高め、次代を担う子どもたちの教育に関する取組を市民全体で推進し、様々な形で貢献できるような機運を醸成する。

② 働き方改革・新たな働き方やワーク・ライフ・バランス^{*51}の推進

社会総がかりでの教育を実現するため、保護者をはじめ、市民が、学校園所・地域の取組等に参画できる機会を確保する。

リモートワークやテレワークは、時間や場所を有効に活用できる働き方であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな働き方として推進されている中、学校園所・家庭・地域における教育に保護者をはじめ大人が関わりを持てるようになるためにも有益なものである。また、ワーク・ライフ・バランス^{*51}は、保護者や地域の大人が学校園所や地域の活動に参画し、相互に理解し、育ちつながり合えるようになるという観点からも重要なものであることから、量より質に着眼した子どもと向き合う時間の確保に向けた働き方改革を推進する。

(4) 関係機関等との連携の強化



① 関係機関等との連携の強化

様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラー^{*41}やスクールソーシャルワーカー^{*42}、「養父市ほっとステーション kukuna」^{*35}校内サポートルーム「クローバーkukuna」等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図る。

学校園所と行政の各部局、福祉機関、医療・保健機関、警察・司法等とが連携し、相互に協力・補完し合いつつ、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援に繋げる。

NPO（非営利団体）や企業、地域団体等との連携・協働により、学校園所外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を支援する。

② 教育データ利活用に関する研究

教育データの利活用に関しては、法令等において明確な定義がなく、多義的・広範であり、様々な分類が可能であるが、「すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出す」「誰一人取り残されない」ことに資することが期待されていることから、利活用に向けた取り組みを推進する。

国において、教育データを、①児童生徒（学習者）に関するデータ（学習履歴や生活・健康面に関するデータ）、②教員の指導・支援等に関するデータ、③学校園所・自治体等に関するデータ（行政データ）に分類し、利活用に向けた検討がなされている。その状況を注視しつつ、「個別最適な学び」の実現や困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応に向けて、取組事例の収集や課題の整理、利活用の具体的な方策等について情報収集を行い、活用を進める。

(5) 子どもたちの安心・安全の確保

① 安全教育の推進及び通学路の安全確保

「養父市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・家庭・地域と関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保及び学校園所における活動中の事故や登下校中に

おける事件・事故、犯罪等、子どもたちの安心・安全を脅かす様々な事案が顕在化していることも踏まえ、日常における子どもたちの安心・安全の確保を図る。

教育活動全体を通じ、自らの命を守り抜き、安心・安全な生活や社会を実現するために、防犯や交通安全等を通じて、自ら適切に判断し主体的に行動する態度を育成するとともに学校園所・家庭、地域、関係機関との連携・協働による通学路及び学校園所安全を推進する。

具体的には、「学校園所・家庭・地域が連携した保健教育及び安全教育の推進」等に取り組む。

② 「養父市の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震、平成16年台風23号等の記憶が風化することを防ぐとともに、その経験と教訓をいかし、巨大地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神と共生の心を育成する、学校園所・家庭・地域と連携した「養父市の防災教育」を推進する。

「実践的な防災教育の推進」「学校防災体制の充実」等を推進するとともに、新任教職員の研修、防災に関する専門性の高い教職員の養成、震災・学校支援チームの（EARTH）の活用や教職員の対応力の向上及び防災教育副読本「明日に生きる」の実践的な授業の活用等を図る。

具体的には、学校・家庭・地域連携に向けて、学校防災マニュアル^{*58}を共有の上、市防災部局と協議等を行う養父市防災教育推進連絡会議を実施する。

③ 学校園所の危機管理体制の向上

子どもたちの安全を確保するため、各学校において、全教職員が共通の認識のもとで生活安全・交通安全・災害安全の各領域の危機管理における役割等を明確にするとともに、生命を守り安全を確保する体制を確立する。

アセスメントに基づいたPDCAサイクルを通し、危機管理マニュアル等の継続的な見直しを行うとともに、校内研修等を通じて全教職員が共通に理解するよう取り組む。

新型コロナウイルス感染症における対応事例の収集、整理や、普段からの端末の持ち帰り学習の日常化を進める。

基本方針3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

(1) 教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進

① 1人1台端末の活用推進

「GIGAスクール構想^{*49}」により、学校において子どもたちの1人1台端末の環境が整備された。

各教科の特質や、探究的な学習等、活動の場面にも留意しつつ、小中一貫教育^{*5}として1人1台

端末の活用を「日常化」するとともに、効果的な活用がなされるよう、教員の ICT*¹¹ 活用指導力の向上やデジタル教材等のコンテンツの充実、オンライン授業等に向けた ICT*¹¹ 環境の整備・充実に取り組む。

② 情報活用能力*⁸（情報モラル*⁹を含む）の育成（再掲：P.30）

③ 教師の ICT*¹¹ 活用指導力の向上

1人1台端末の活用はすべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協同的な学び」の一体的な充実を図るために必要不可欠なものであることから、教育分野における ICT*¹¹ 活用の意義や必要性を改めて共有しつつ、教員一人一人の ICT*¹¹ 活用指導力の向上を図る。

研修等を通じて、ICT*¹¹ の活用の「日常化」を促進するとともに、教員の ICT*¹¹ 活用指導力の向上を図る。教員が校内研修も含め積極的に研修等に参加し研鑽を深められるよう、研修機会の拡大と内容の充実を図るため、外部人材の活用を促進するとともに、取組事例の普及、研修受講の奨励、働き方改革の推進による時間の確保等に取り組む。

学校間、地域間の差を縮小させ、市内すべての子どもたちが1人1台端末を効果的に活用した学びが実現できるよう、「兵庫県教育の情報化推進協議会」における課題の共有、取組の好事例の普及等を活用し、市が一体となって「GIGA スクール構想*⁴⁹の実現」に取り組む。

④ 校務改善と教育環境充実に向けた ICT*¹¹ 環境の整備・充実

1人1台端末の活用を「日常化」するとともに、効果的な活用がなされるよう、校務・業務の効率化等、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全な ICT*¹¹ 環境の整備・充実を図る。

クラウドバイデフォルト等、今後の ICT*¹¹ 環境整備に係る国の議論も注視しつつ、大型提示装置、学習者用、指導者用コンピュータ、無線 LAN 等を整備推進するとともに、通信環境の強化を図るなど、ICT*¹¹ を最大限活用できる環境の整備推進に取り組む。

また、子どもと向き合う時間の確保等、量より質に着眼した業務改善により働きがいのある学校づくりを進めるため、校務・業務のデジタル化を図り、教職員が積極的に ICT*¹¹ を活用できるよう、更なる整備推進に取り組む。

⑤ 教育データ利活用に関する研究（再掲：P.41）

(2) 修学環境の整備・充実



① 安心・安全な教育環境整備の推進

学校園所環境の整備充実を図り、安心・安全で快適な学校園所生活を送る環境を実現する。体育館の空調整備等、環境改善を計画的かつ授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校園所の特色に応じて実施する。

② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

「遠距離通学児童・生徒通学費補助事業」「給食費負担軽減事業」「高校生通学費補助金交付制度」等を活用し、適切に支援する。

「遠距離通学児童・生徒通学費補助事業」では、小・中・義務教育学校*7に2km以上遠から通学する児童・生徒の保護者に対して、バス代・自転車通学費負担の軽減を図る。

「給食費負担軽減事業」については、小・中・義務教育学校*7に就学する第1子の月額給食費を3,000円とし、同一世帯において兄弟姉妹が2人以上就学している場合、第2子以降の給食費については、月額2,100円とすることで、保護者の負担軽減を図る。

また、「養父市通学費補助金交付制度」等を活用し、高校生等を対象とした就学支援等を実施する。

(3) 教職員の資質・能力の向上



① 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

国が進める「学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進」を踏まえた対応を的確に行う。

専門性はもとより、様々な教育課題に適切に対応できる教員を安定的に確保するため、教職の魅力発信に加え、人間性や資質の重視、教員経験者や多様な人材の確保等、幅広い人材発掘に取り組む。

学校園所教育を取り巻く環境の変化に応じて、実践研修や日々の学習活動、様々な機会を捉えて、新たな知識・技能等を身に付けられるよう、県の「管理職・教員資質向上指標」及び「教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を活用するとともに、研修履歴を活用した教職員の研修受講を奨励する。

② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

新しい時代の教育を実現するため、国、県、市、各学校園所、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たしながら、持続可能な指導・運営体制の整備・充実を図る。

(4) 学校園所の組織力の向上

① 学校園所運営の効率的・組織的な推進

子どもたちを取り巻く様々な課題へ対応するため、組織力の強化と家庭、地域、関係機関との連携を図る。

校長等のマネジメントのもと、教諭はもとより、スクールカウンセラー*41、スクールソーシャルワーカー*42等の多様な専門性をもつ支援スタッフが連携・分担して役割を果たし、「チーム学校」として関係機関と連携して対応する。

② 働きがいのある学校づくりの推進

教職員が志気高く責任と誇りをもって子どもたちに向き合い、学校園所が教職員のウェルビーイング*47を高める場となるよう、働きがいのある学校園所づくりを推進する。必ずしも教職員が担う必要がない業務に係る外部人材の積極的な活用やコミュニティ・スクール*33等も活用した社会全体の理解の醸成、慣習にとらわれない行事・業務の見直し・廃止等により、学校園所・教職員が担う業務の適正化を図る。

③ 教職員の健康管理

教職員が心身共に健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康の保持増進を図る。

メンタルヘルス総合対策の取組を広く教職員に周知し、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対処を目的とした相談事業、研修、きめ細かいサポートによる療養者の減少、職場復帰支援等に取り組む。

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口や倫理観を高める研修の実施等を通じて、相談しやすい雰囲気醸成を図り、風通しのよい学校園所づくりを推進する。

④ 管理職の確保・育成と教職員の意識改革

学校において管理職及び主幹教諭*39は、「チーム学校」としての働きがいのある学校づくり、学校外との連携・協働、信頼関係の構築、教職員それぞれの強みを活かしつつ意欲と能力の向上を図るなど、重要な役割を担っていることから、管理職及び主幹教諭*39の安定的な確保・育成する。また、教職員の意識改革を図り、管理職や学校外との連携・協働、信頼関係の構築等を行うことによって、「チーム学校」の一員としての働きがいのある学校づくりを推進する。

学校園所が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成、学校園所運営の中心となるミドルリーダーの育成、女性管理職の育成と、これからの時代に求められる資質・能力を有する管理職の確保・育成を行うため、体系的・実践的な研修を活用する。

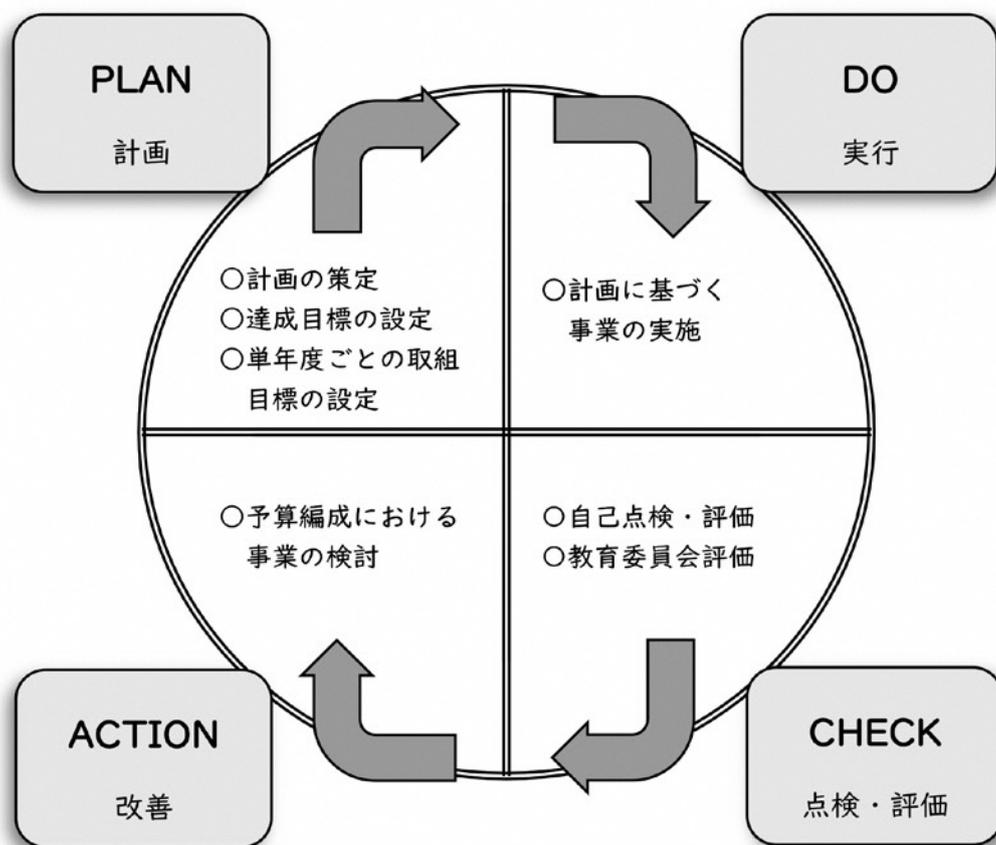
計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、教育関係者はもとより市民および社会教育関係機関、各種団体等への周知を図り、理解と協力を得ることが重要である。広報紙やホームページで一般への広報に努めるほか、校園所長会や研修会を通して教職員に周知し、円滑な進行を図る。市民の教育への関心を高め、理解と協力を得ることにより、本市がめざす「参画と協働による教育体制」の確立を図る。

また、それぞれの施策や事業については、その成果を検証・精査することが必要であることから、毎年度「地方教育行政の組織および運営に関する法律」に基づき、教育行政の自己点検・評価を実施する。「教育委員会評価」の実施にあたっては、教育委員会関係者をはじめ外部有識者・市民等の意見を広く聴取し、次年度の施策や事業に反映させることとする。

評価の結果については、ホームページ等で公開するなど市民への説明責任を果たすとともに、PDCAサイクルに基づく検証と改善を行い、教育の一層の充実と向上に努める。

なお、社会情勢の変化や国・県・市の施策変更等により新たに対応すべき課題が生じた場合や、毎年度の教育委員会評価の結果に基づき、計画年度の途中であっても必要に応じて見直しを図り、改善を進めていく。



用語解説

番号	用語	解説	P
1	生きる力* ¹	中央教育審議会答申（平成28年12月21日）においては、「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた『生きる力』であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要」とされた。また、「汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた学校教育の蓄積を生かしていくことが重要」とされた。	3 27 29 40
2	確かな学力* ²	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。	3 30
3	個に応じた学習指導の充実* ³	各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。	3
4	主体的・対話的で深い学び* ⁴	知識の理解の質を高め資質・能力を育むため、現行学習指導要領で示された考え方。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに想像したりすることに向かうこと。	3 4 5 16 24 30

5	小中一貫教育* ⁵	小学校と中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育をめざす。	3 5 15 35 42
6	全国学力・学習状況調査* ⁶	平成19年度より日本全国の小学6年生と中学3年生を対象として行われる学力等に関する調査。 養父市においては、全国平均±5%を基準に結果を公表している。 養父市教育振興基本計画においては、全国学力・学習状況調査質問紙結果を数値にて公表している。	3 ~ 9 11 ~ 13 16 18 19 30 35
7	義務教育学校* ⁷	小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う。平成28年4月から新たな設置が認められた学校。	3 5 10 14 ~ 18 25 34 36 44
8	情報活用能力* ⁸	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。	6 17 18 25 31 43
9	情報モラル* ⁹	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。	6 25 31 43
10	プログラミング教育* ¹⁰	プログラミング的思考（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ	6 31

		一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力)を育む教育。	
11	ICT*11	「Information Communication Technology (情報技術)」の略。パソコン等の情報機器や、インターネット、通信インフラ等を組み合わせて活用していくための技術の総称。以前は、「IT」という用語が使われていた。	6 16 ~ 18 25 30 39 43
12	そうあんくんの日*12	子どもたちが、読書、家事、自主学習など自ら課題を見つけ、自主的・自律的な生活を送り「生きる力」を育む日として、第2・第4水曜日に実施。	6 40
13	兵庫型「体験教育」*13	小学3年生の「環境体験事業」、小学5年生の「自然学校」、中学1年生の「青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～」、中学2年生の「トライやる・ウィーク」等、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県民の「参画と協働」を基本姿勢に、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、児童生徒の発達段階を踏まえ体系的に整備した体験活動。	6 7 13 32 40
14	やぶ・ふるさとキャリア教育*14	①ふるさと養父市を実感する活動、②ふるさと養父市の先人に学ぶ活動、③養父市の今をとらえる活動、④養父市の未来に参画するための活動の4つの視点を踏まえて、地域の物的・人的資源を活用したふるさと教育とキャリア教育を組み合わせ、地域とつながり、ふるさと意識を醸成しながら地域に参画する力を高める養父市独自の取組。	6 7 12 13 23 31 32 35 40
15	トライやる・ウィーク*15	公立中学2年生を対象に1週間にわたり実施する、地域や自然の中で行う多様な社会体験活動。	6 7 13 32 35
16	特別の教科 道徳*16	平成29年3月に告示された学習指導要領に基づき、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度より道徳が教科化され、「特別の教科 道徳」として全面実施。これにより、発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を	7 8 32

		一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る必要がある。また、検定教科書が配布されること、文章による「評価」が行われること等の変化がある。	
17	いじめ防止基本方針*17	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を踏まえ、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように総がかりでいじめに対峙するため、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応）の基本的な方針等を示すもの。	8 16 32 39
18	YABU スクールチャレンジ事業*18	魅力と特色ある学校づくりを推進するため、学校や地域の強みを生かした先進的な教育活動や教職員の指導力向上に取り組む学校を支援する事業。	7 23 32 35
19	T 得点*19	Tスコアは偏差値のことで、集団の平均からどの程度ずれているかを示す数値である。体力テストの場合、種目によって単位や数値の幅などが異なるため、同じ物差し(尺度)で比較することは難しい。そのような場合、全体の平均値を50、標準偏差が10になるように修正し直して数値化することで比較しやすくなる。	10
20	全国体力・運動能力運動習慣等調査*20	平成20年度より日本全国の小学5年生と中学2年生を対象として行われる、体力等に関する調査。	10 34
21	キャリア教育*21	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。	12 13 35 36
22	山の学校*22	小学4年生と中学1年生が、養父市の大自然のすばらしさを感じながら氷ノ山登山を行う平成24年度からの事業。令和元年度からは、小学4年生のみで実施。	12
23	青谿書院塾*23	市内小学4年生及び中学1年生が地域とつながり、ふるさと意識を醸成しながら地域に参画する力を小中一貫教育として高めるよう取り組むやぶ・ふるさとキャリア教育の一つとして青谿書院を訪問する。	12 13 28 32 35
24	演劇ワークショップ*24	演技はもちろんのこと、表現力やコミュニケーション力など「よりよく生きるために必要な技術」を上達させる、さまざまな演劇的方法のこと。	12
25	キャリアプランニング能力*25	「基礎的・汎用的能力」の4つの能力のうちの一つ。「働くこと」の意義を理解し、自ら果たすべき様々な立場や役割	13

		との関連を踏まえ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、主体的に判断してキャリアを形成していく力。	
26	特別支援教育コーディネーター*26	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の窓口になったり、校内研修等を組織したり、関係機関や保護者との連絡調整をしたりする役目をもっている専門的な立場の教職員。	13 25 36
27	個別の教育支援計画*27	学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障がいのある子どものニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定。	13 36
28	個別の指導計画*28	障がいのある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。	13 36
29	通級による指導*29	通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受ける障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行う。	14 36
30	インクルーシブ教育システム*30	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。	14
31	認定こども園*31	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備えた施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せもち、都道府県等が認可・認定する。	14 15 36 37
32	地域とともにある学校*32	子どもたちの豊かな育ちを確保するため、地域の人々と学校が教育目標やビジョンを共有し、学校と地域が一体となって子どもたちを育む学校。	15 19 20 29 40
33	コミュニティ・スクール*33	学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。	15 19 29 32 39 40

			45
34	特認校制* ³⁴	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市区町村内のどこからでも就学を認めるもの。	15
35	養父市ほっとステーション* ³⁵ (kukuna)	学校や友だち、学習のこと、学校に行きにくいなど、様々な悩みを抱えている児童・生徒のために、様々な活動を通して、達成感や自己肯定感などを高め、将来の自立に向けた支援を行う施設のこと。令和6年度より各中学校にはクローバーkukunaを開設した。	16 17 33 35 39 41
36	不登校児童生徒* ³⁶	文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義された。	16 17 39
37	教職員の働き方改革* ³⁷	学校の業務・教職員の業務が非常に多岐にわたり、教職員が長時間勤務となっている実態を受け、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を確保するため、業務改善の取組や勤務環境整備のための支援を行うこと。	16
38	スクール・サポート・スタッフ* ³⁸	学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ。	16 25
39	主幹教諭* ³⁹	児童生徒の教育のほか、校長・副校長・教頭の補佐を行う教諭。平成19年学校教育法の改正により新設。	16 17 45
40	養父市子どもサポート室* ⁴⁰	養父市教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、公民館等で学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。	17
41	スクールカウンセラー* ⁴¹	児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者。公認心理師、臨床心理士等が担う。	17 33 35 39 41 45
42	スクールソーシャルワーカー* ⁴²	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。社会福祉士、精神保健福祉士。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセ	17 33 35

		スメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行うことが求められる。	39 41 45
43	長寿命化改修*43	学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるための新しい改修方法。建て替えるのではなく、コストを抑えながら建て替え同等の教育環境の確保を可能とするもの。	17 21
44	スポーツクラブ 21 *44	豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、兵庫県内の全小学校区を基本単位として設置された、地域の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブ（平成12年度開始）。	21 38
45	ワールドマスターズゲームズ*45	国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。	21 38
46	グローバル化*46	情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。	24 31
47	ウェルビーイング*47 (Well-being)	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。	24 25 33 45
48	社会的包摂*48	人口減少や急速な高齢化が進行する中で、経済や社会の機能を維持・発展させ、質の高い国民生活を実現していくには、国民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境整備が不可欠であり、社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応のこと。	25
49	GIGA スクール構想*49	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること及びこれまでの日本の教育実践と最先端のICTベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこと。	25 42 43
50	Society5.0*50	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。	25 30

		狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。	
51	ワーク・ライフ・バランス ^{*51}	仕事と家庭の両立、それらのバランスという意味で用いられる言葉。欧米の企業で先進的に取り入れられた考え方で、仕事一辺倒ではなく、家庭や趣味、スキルアップの時間にも重点をおくことで、中長期的に仕事の生産性が向上するという考え方。	25 40 41
52	人生 100 年時代 ^{*52}	英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した概念。ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えている。100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要である。人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題となっている。	29
53	現行学習指導要領 ^{*53}	中央教育審議会より「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）が示されたことを受け、幼稚園は平成29年3月に告示、平成30年4月より全面実施。小学校は平成29年3月に告示、令和2年4月より全面実施。中学校は平成29年3月に告示、令和3年4月より全面実施。高等学校は平成30年3月に告示、令和4年4月より年次進行で実施。	30 34
54	HTML 言語 ^{*54}	HTML (HyperText Markup Language) は Web ページを作成するための言語であり、主にページ内の情報を構造化し、見出し、本文、サイドバーなどを明確化する目的で使用する。	30
55	親子ではぐくむ『5つの生活習慣』 ^{*55}	①早寝・早起きの習慣、②規則正しい食事の習慣、③あいさつの習慣、④片付けの習慣、⑤読書の習慣	33 40
56	P T C A ^{*56}	「Parent-Teacher-Community Association (保護者・教師・地域住民の会)」の略。保護者と教職員からなる社会教育関係団体である PTA に地域社会 (Community) を加え	33

		た名称。	
57	キャリアノート*57	キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す様々な学習経験や活動の記録等を見童生徒が書き込むノート。小学校用、中学校用、高等学校用がある。	35
58	学校防災マニュアル*58	学校において、児童生徒等の安全を確保するため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき具体的内容及び手順を定めた災害対応マニュアル作成の手引きとして、県教育委員会が発行。	42



策定の経緯

1 養父市教育振興基本計画策定委員会

	氏名	備考
有識者	斎藤 恭子	
	松原 浩二	
	宮岡 秀司	
	加来 顕達	
	田村 典嗣	
こども園代表	村崎 富美子	養父市立伊佐こども園
小学校長代表	増田 真知子	養父市立八鹿小学校
中学校長代表	藤本 和隆	養父市立養父中学校
教職員代表	米田 拓城	養父市立関宮学園
小学校 PTCA 代表	片岡 輝嘉	養父市立広谷小学校 PTCA 会長
中学校 PTCA 代表	小谷 武史	養父市立大屋中学校 PTCA 会長

2 養父市教育振興基本計画策定までの経過

令和6年10月10日	第1回「養父市教育振興基本計画策定委員会」開催
令和6年10月22日	第2回委員会開催
令和6年11月7日	第3回委員会開催
令和6年12月17日	第4回委員会開催
令和6年12月23日～令和7年1月17日	
	「養父市教育振興基本計画（案）」の公開 パブリックコメントの実施
令和7年1月30日	第5回委員会開催
令和7年2月19日	教育委員会に上程、「養父市教育振興基本計画」策定

養父市教育振興基本計画策定委員会規則

平成30年3月26日

教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、養父市附属機関の設置等に関する条例第7条の規定に基づき、養父市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養父市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるほか、計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に識見のある者及び学校関係者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども学び課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

